

寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

寒河江市長 佐藤洋樹

寒河江市条例第10号

寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部を改正する条例

寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例（平成11年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名中「高齢者寿賀祝品等」を「長寿祝金等」に改める。

第1条中「寿賀祝品等」を「長寿祝金等」に改める。

第3条の見出し中「寿賀祝品等」を「長寿祝金等」に改め、同条第1項を次のように改める。

支給する長寿祝金等は、前条に規定する年齢に応じ、別表に掲げるとおりとする。

第3条第2項及び第3項中「寿賀祝品等」を「長寿祝金等」に改める。

第4条中「寿賀祝品等」を「長寿祝金等」に改める。

別表を次のように改める。

別表

支給対象者	支給する長寿祝金等
数え年 88 歳の者	賀詞
数え年 100 歳の者	賀詞及び祝金 100,000 円

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。